

入札参加制限措置に係る共同企業体の取り扱いについて

平成 24年 7月 30日施行の、建設工事における新たな低入札対策（入札参加制限措置）に係る共同企業体の取り扱いについては、以下のとおりです。

1 共同企業体については、その構成員が対象期間中に 1社でも 75点未満の工事成績評定結果を受けていた場合は、入札参加制限措置が適用され、その構成員は、次のとおり制限されます。

(1) 入札参加制限措置を受けた共同企業体の構成員が、措置期間中に単体企業として低入札を行った場合は、当該入札は無効となります。

(2) 入札参加制限措置を受けた共同企業体の構成員が、措置期間中に別の共同企業体に参加し、その共同企業体が低入札を行った場合は、当該入札は無効となります。

2 入札参加制限措置中の単体企業が、構成員として参加する共同企業体が低入札を行った場合は、当該入札は無効となります。

< 富山県低入札価格調査等実施要領（抜粋） >

13 低入札価格落札者に対する措置

(1) 9の規定により落札者として決定した者（その者が共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体の各構成員を含む。以下「低入札価格落札者」という。）が、落札者として通知を受けた日（以下「落札者決定通知日」という。）から起算して6月を経過する日までの間（以下「措置期間」という。）に、他の工事の入札において調査基準価格に満たない価格をもって入札をした場合（低入札価格落札者が構成員として参加する共同企業体が他の工事の入札において調査基準価格に満たない価格をもって入札をした場合を含む。）入札心得第6条第1号の規定により当該入札を無効とする。

(2) (1)の規定は、低入札価格落札者が、落札者決定通知日の属する年度（以下「落札者決定通知年度」という。）の前2年度及び落札者決定通知年度の当初から直近四半期までの期間に75点未満の工事成績の通知を受けている場合及び当該期間内に工事成績の通知を受けていない場合に適用する。